解散公告

当社は、平成二十九年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年八月十六日

北九州市八幡西区山寺町八番二一―三〇五号

株式会社グリーンライフ

代表清算人　菅原　貞子

解散公告

当社は、平成二十九年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年八月十六日

鹿児島市東開町一三番地二〇

株式会社マエダ

代表清算人　前田　喜春

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年八月十六日

鹿児島市魚見町一三四番地の九

有限会社松山正建設

清算人　松山　真二

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十九年八月三日開催の定期大会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年八月十六日

神奈川県横浜市戸塚区戸塚町二〇〇―四番地

日立製作所労働組合戸塚支部

清算人　吉峰　正純

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年八月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年八月十六日

大分県豊後高田市玉津四八三番地

宗教法人八坂神社

清算人　朝久野　睦

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年八月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年八月十六日

大分県豊後高田市呉崎九八三の三番地

宗教法人金刀比羅神社

清算人　朝久野　睦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市豊平区豊平三条四丁目一七番地、最後の住所札幌市厚別区上野幌一条二丁目二番二―二〇六号

被相続人　亡　月舘　一男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月十六日

札幌市中央区大通西一〇丁目南大通ビル九階　ながた法律事務所

相続財産管理人　弁護士　伊藤　昌一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道滝川市栄町二丁目二六八番地、最後の住所北海道江別市見晴台二九番地六

被相続人　亡　斉藤勇一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月十六日

事務所札幌市中央区大通西一〇丁目南大通ビル三階　伊東・實重法律会計事務所

相続財産管理人　弁護士　實重　洋祐

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県塩竈市西町七八番地、最後の住所宮城県塩竈市白菊町六番五六号

被相続人　亡　髙橋　福壽

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月十六日

宮城県仙台市青葉区一番町一丁目一七番二四号高裁前ビル六階南町通り法律事務所

相続財産管理人　鶴見　聡志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区納戸町五番地、最後の住所埼玉県富士見市西みずほ台一丁目二一番地二〇西みずほ台マンション五〇八

被相続人　亡　山田　邦臣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月十六日

埼玉県川越市東田町六番地八谷澤ビル二階二〇二号室　小寺智子法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小寺　智子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野六二三番地四五、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　會田　昌夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月十六日

事務所埼玉県越谷市南越谷四丁目九番地六新越谷プラザビル二〇三号　弁護士法人江原総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　若生　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区一之江六丁目二番、最後の住所東京都江戸川区一之江六丁目二番二四号

被相続人　亡　佐々木敏子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月十六日

事務所東京都中央区銀座一丁目一〇番三号銀座ＤＴビル四階

相続財産管理人　弁護士　千葉　道則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区久我山四丁目一一三番地、最後の住所東京都杉並区久我山二丁目二一番一―三〇五号

被相続人　亡　岩本　孝平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月十六日

東京都渋谷区神南一―二二―八渋谷東日本ビル五階弁護士法人渋谷シビック法律事務所

相続財産管理人　弁護士　上杉　雅央

第７期決算公告

平成29年８月16日

東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目14番14号

株式会社トラスト＆グロース

代表取締役社長　石井　俊之

貸借対照表の要旨

（平成29年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	843,679
	固定資産	56,949
	資産合計	900,629
負債及び純資産の部	流動負債	245,541
	株主資本	655,088
	資本金	300,000
	利益剰余金	355,088
	その他利益剰余金	355,088
	（うち当期純利益）	(118,363)
	負債・純資産合計	900,629